

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）			別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）		
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]			[略]		
復興局	企画課	[略]	復興局	企画課	[略]
	生活再建課	[略]		まちづくり再生課	まちづくり再生課長
[略]			生活再建課	[略]	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。